

## ●シニア世代の申請・相談サービス

### 介護保険 要介護(要支援)認定申請 役場福祉課 平日8:30～17:00(祝日除く)

#### 認定申請書を提出

介護サービスを希望する人は、認定申請をしてください。  
〔特定疾病に該当する40～64歳の人も含みます。〕

#### 申請時に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書(受付窓口にあります)
- 介護保険被保険者証(65歳以上の人)
- 医療保険証

#### 申請先

役場福祉課 高齢者支援係  
☎947-1347

#### 訪問調査 → 審査・判定

##### 訪問調査

調査員がご自宅などを訪問し、ご本人やご家族から聞き取り調査を行います。

##### 主治医意見書

主治医がご本人の心身の状態について意見書を作成します。

##### 審査・判定

訪問調査と主治医が作成した意見書をもとに、学識経験者で構成される介護認定審査会が総合的に審査・判定します。

#### 認定結果通知が届く

認定結果は、特段の事情がある場合を除いて原則申請後30日以内に送られてきます。介護保険認定審査会の判定に基づき、次のいずれかに認定されます。

非該当 要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

##### 非 該 当

介護予防サービス・介護サービスは利用できませんが、介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。役場福祉課高齢者支援係(☎947-1347)へご相談ください。

##### 要 支 援 1・2

介護予防サービスが利用できます。まずは、役場内にあります篠栗町地域包括支援センター(☎948-6650)へご相談ください。

##### 要 介 護 1～5

介護サービスが利用できます。在宅でサービスを利用したい場合は、居宅介護支援事業所を選び、担当のケアマネジャーへサービスについてご相談ください。施設入所をご希望の場合は、施設へ直接ご相談ください。

※その他のサービスとして、高齢者に対し配食サービス、紙おむつ給付、緊急通報装置貸与、認知症高齢者捜してメール、緊急ショートステイ事業等を行っています。介護保険の認定申請やその他のサービスの詳細については、役場福祉課高齢者支援係(☎947-1347)にお問い合わせください。

### 相談サービス

#### 篠栗町地域包括支援センター(役場内)

☎948-6650

高齢者の皆さんが住み慣れた篠栗町で安心して暮らせるように、介護・福祉・健康に関する身近な相談窓口です。

#### 【日時】

月～金曜日(祝日は除く) 8:30～17:00

#### 【相談内容】

- 要支援1・2、事業対象者のケアプランに関すること
- 介護保険サービスの利用に関すること
- 認知症に関すること
- 介護予防教室に関すること
- 高齢者の虐待に関すること
- 在宅医療に関すること

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー・ケアマネジャーが支援を行います



## ●障がいがある方の申請・相談サービス

### 申請サービス 役場福祉課 平日8:30～17:00(祝日除く)

| 事業名                        | 対象者                                                                                       | 手続きに必要な物                                   |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付 | 役場福祉課障がい者支援係にお問い合わせください。<br>☎947-1356                                                     |                                            |
| 自立支援医療(更生・育成医療・精神通院医療)支給申請 |                                                                                           |                                            |
| 福祉タクシー券                    | 篠栗町に住民票のある在宅の方で身体障害者手帳1・2級・療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方(入院や、施設入所中の方は対象外) | ●身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳・特定医療費(指定難病)受給者証 |

その他のサービスとして、自立支援給付事業(ホームヘルプ、短期入所、施設入所支援、児童通所サービス)、地域生活支援事業(緊急巡回支援、日中一時支援、移動支援、自動車改造助成)、補装具・日常生活用具支給申請等を行っています。

### 相談サービス

#### 手話通訳者窓口

手話通訳者を設置しています。

- 場所 役場福祉課⑧窓口
- 日時 月～金(祝日は除く) 8:30～17:00
- 内容 聴覚障がい者等の相談に手話で対応します。(通訳者が不在の場合はタブレット端末を使用し通訳します。)



【お問い合わせ先】 役場福祉課 障がい者支援係 ☎947-1356 FAX 947-7977

## ●介護予防教室

### ～元気でいきいき 自分のやりたいことを自分でできる期間を長くするために～

※下記の教室は、65歳以上が対象です。詳細は、広報にてお知らせいたします。

#### マークの見方

##### 〈運動の強さ〉

- レベル1 ゆっくり
- レベル2 ふつう
- レベル3 つよめ

##### 〈おすすめ〉

- 筋力アップ
- 認知症予防
- 閉じこもり予防
- 低栄養予防

#### ①元気もん教室(ゆっくりコース)

「自分の体力を知りたい」「介護予防(フレイル予防)をしたいけど、何から始めたらよいかわからない」という方に向けた教室です。体力測定や運動、栄養、音楽、口腔体操などの実技や講話を実施します。体力に合わせて2つのコースを準備していますので、下記アンケートを参考に参加してみませんか。

##### アンケート

- 1 階段を手すりや壁を伝わずに昇っている
- 2 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上れる
- 3 15分位続けて歩ける
- 4 この1年間で転んだことはない
- 5 転倒に対する不安感はありません

▶ チェックが0～2個の方 (ゆっくりコース)

▶ チェックが3個以上の方 (しっかりコース)

#### ③ライフキネティック

世界18か国で取り組まれている最新の脳科学エクササイズです。誰でもできる簡単な動きと脳トレを併せて行い、お腹の底から笑って楽しみながら筋力と認知力を向上できます。



#### ④いきがい教室(三野原病院)

筋力低下による転倒予防や閉じこもり予防を目的とした教室です。こころと身体を健康に保つためにリハビリテーション専門職と一緒に運動や脳トレなどを行います。

※「基本チェックリスト」で介護予防の取組みが必要と判断された方が対象となります。

送迎あり

#### ⑤はつらつ教室(三野原病院) ⑥あゆみ(篠栗病院)

体力や筋力の低下を改善することを目的として、短い期間で集中的にトレーニングを行う教室です。リハビリテーション専門職が体操やトレーニングマシンでの筋トレや脳トレ、お口の体操などを行います。

※「基本チェックリスト」で介護予防の取組みが必要と判断された方が対象となります。

送迎あり

#### ⑦歩こう会(自主グループ)

ウォーキングを中心に活動を行う自主活動グループです。週1回、グループごとに決めた場所を歩き、健康増進や地域に「健康の輪」を広げる活動を行っています。

#### ⑧地域でできる!リハビリ教室

病院で働くリハビリの先生が講座を行います。対象は、町内にて介護予防活動を行っている65歳以上の人を中心とした団体・グループ(おおむね8人以上)です。コグニサイズや関節痛・腰痛を予防する体操などを行います。



【お問い合わせ先】 役場 福祉課 地域包括支援係 ☎948-6650